

## 12-1 法学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

### ① 取得できる教員免許状

法学部の学生の場合、中学校教諭一種「社会」・高等学校教諭一種「公民」の2種類の教員免許を取得できます。これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望まれます。

### ② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

例えば、中学校教諭一種「社会」の免許取得を目指す場合は、「教科及び教科の指導法に関する科目」が38単位以上必要ですから、「教育の基礎的理解に関する科目等」の30単位と合わせると最低68単位以上修得しなければなりません。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 法学部 法律学科 中学校一種 社会 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される 科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2
						本学で修得 すべき単位数	教育実習 要件単位
日本史・ 外国史	1以上	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24 以上 (1、2 年次 配当 の必 修科 目す べて の修 得を 含む)
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
日本政治史	2		2				
外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上			
外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4				
アジア政治史	2		3・4				
ヨーロッパ政治史	2		3・4				
地理学 (地誌を含む。)	1以上	地理学 (含地誌)	2	○◎	1・2・3・4	2以上	
		人文地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
		人文地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
「法学、 政治学」	1以上	憲法Ⅰ	2	○◎	1	8以上	
		憲法Ⅱ	2	○◎	1		
		民法法入門	2	○◎	1		
		刑法法入門	2	○◎	1		
		憲法Ⅲ	2		2		
		憲法Ⅳ	2		2		
		教育法Ⅰ	2		2		
		教育法Ⅱ	2		2		
		消費者法Ⅰ	2		2		
		国際法Ⅰ	2		2		
		国際法Ⅱ	2		2		
		国際法Ⅲ	2		3・4		
		国際法Ⅳ	2		3・4		
		家族法	2		3・4		
		政治学入門	2		1		
		日本政治	2		2		
		比較政治学Ⅰ	2		2		
		比較政治学Ⅱ	2		2		
		国際政治学Ⅰ	2		2		
		国際政治学Ⅱ	2		2		
		西洋政治思想史Ⅰ	2		3・4		
		西洋政治思想史Ⅱ	2		3・4		
		地方自治論Ⅰ	2		3・4		
地方自治論Ⅱ	2		3・4				
アジア政治	2		3・4				
ヨーロッパ政治	2		3・4				
「社会学、 経済学」	1以上	社会学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	8以上	
		社会学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		法社会学Ⅰ	2		3・4		
		法社会学Ⅱ	2		3・4		
		経済政策	4		1・2・3・4		
		財政学Ⅰ	2		1・2・3・4		
		財政学Ⅱ	2		1・2・3・4		
		金融論	4		1・2・3・4		
「哲学、 倫理学、 宗教学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		法哲学Ⅰ	2		3・4		
		法哲学Ⅱ	2		3・4		
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含む。)	8以上	教科教育法Ⅰ (社会)	2	○◎	2	8	
		教科教育法Ⅱ (社会)	2	○◎	2		
		教科教育法Ⅲ (社会)	2	○	3		
		教科教育法Ⅳ (社会)	2	○	3		
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 法学部 法律学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
「法学、 (国際法を含む。)、  政治学 (国際政治を含む。)」	1以上	憲法Ⅰ	2	○◎	1	10以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		憲法Ⅱ	2	○◎	1		
		民事法入門	2	○◎	1		
		刑事法入門	2	○◎	1		
		憲法Ⅲ	2		2		
		憲法Ⅳ	2		2		
		教育法Ⅰ	2		2		
		教育法Ⅱ	2		2		
		消費者法Ⅰ	2		2		
		国際法Ⅰ	2	○◎	2		
		国際法Ⅱ	2		2		
		国際法Ⅲ	2		3・4		
		国際法Ⅳ	2		3・4		
		家族法	2		3・4		
		政治学入門	2		1		
		日本政治	2		2		
		国際政治学Ⅰ	2		2		
		国際政治学Ⅱ	2		2		
		西洋政治思想史Ⅰ	2		3・4		
		西洋政治思想史Ⅱ	2		3・4		
地方自治論Ⅰ	2		3・4				
地方自治論Ⅱ	2		3・4				
アジア政治	2		3・4				
ヨーロッパ政治	2		3・4				
「社会学、  経済学 (国際経済を含む。)」	1以上	社会学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	
		社会学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		法社会学Ⅰ	2		3・4		
		法社会学Ⅱ	2		3・4		
		世界経済論Ⅰ	2		1・2・3・4	8以上	
		世界経済論Ⅱ	2		1・2・3・4		
		経済政策	4		1・2・3・4		
		財政学Ⅰ	2		1・2・3・4		
		財政学Ⅱ	2		1・2・3・4		
		金融論	4		1・2・3・4		
「哲学、  倫理学、  宗教学、  心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	「哲学」の分野を含めて2分野以上から計6以上	
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		法哲学Ⅰ	2		3・4		
		法哲学Ⅱ	2		3・4		
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		心理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		心理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (公民)	2	○◎	3	4	4
		教科教育法Ⅱ (公民)	2	○◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			32以上		

【備考】

- 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。  
単位欄の★印は共通教養科目を示す。
- 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。  
【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**32単位以上**を修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」については、必修の「哲学」の分野を含めて**2分野以上**から単位を修得しなければならない。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
- 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。  
【注2. 教育実習に出るための条件】
- 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
- 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
- その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」 法学部 自治行政学科 中学校一種 社会 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1	注2												
						本学で修得すべき単位数	教育実習要件単位												
日本史・ 外国史	1以上	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）												
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4														
外国史	1以上	日本政治史	2		2	4以上													
		外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4														
外国史	1以上	外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4	4以上													
		アジア政治史	2		3・4														
地理学（地誌を含む。）	1以上	ヨーロッパ政治史	2		3・4	2以上													
		地理学（含地誌）	2	○◎	1・2・3・4														
地理学（地誌を含む。）	1以上	人文地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4	2以上													
		人文地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4														
地理学（地誌を含む。）	1以上	自然地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4	2以上													
		自然地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4														
「法学、 政治学」	1以上	憲法Ⅰ	2	○◎	1	8以上													
		憲法Ⅱ	2	○◎	1														
「法学、 政治学」	1以上	民法法入門	2	○◎	1			8以上											
		刑法法入門	2	○◎	1														
「法学、 政治学」	1以上	憲法Ⅲ	2		2				8以上										
		憲法Ⅳ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	自治体法Ⅰ	2		2					8以上									
		自治体法Ⅱ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	教育法Ⅰ	2		2						8以上								
		教育法Ⅱ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	消費者法Ⅰ	2		2							8以上							
		国際法Ⅰ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	国際法Ⅱ	2		2		8以上												
		国際法Ⅲ	2		3・4														
「法学、 政治学」	1以上	国際法Ⅳ	2		3・4								8以上						
		家族法	2		3・4														
「法学、 政治学」	1以上	比較政治学Ⅰ	2		2									8以上					
		比較政治学Ⅱ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	国際政治学Ⅰ	2		2										8以上				
		国際政治学Ⅱ	2		2														
「法学、 政治学」	1以上	西洋政治思想史Ⅰ	2		3・4											8以上			
		西洋政治思想史Ⅱ	2		3・4														
「法学、 政治学」	1以上	地方自治論Ⅰ	2		3・4												8以上		
		地方自治論Ⅱ	2		3・4														
「法学、 政治学」	1以上	アジア政治	2		3・4	8以上													
		ヨーロッパ政治	2		3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	社会学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4			8以上											
		社会学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	法社会学Ⅰ	2		3・4				8以上										
		法社会学Ⅱ	2		3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	経済政策	4		1・2・3・4					8以上									
		財政学Ⅰ	2		1・2・3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	財政学Ⅱ	2		1・2・3・4						8以上								
		金融論	4		1・2・3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4							8以上							
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	法哲学Ⅰ	2		3・4		8以上												
		法哲学Ⅱ	2		3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4								8以上						
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4														
「社会学、 経済学」	1以上	宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4									8以上					
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4														
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（社会）	2	○◎	2										8			4以上	
		教科教育法Ⅱ（社会）	2	○◎	2														
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅲ（社会）	2	○	3											8			4以上
		教科教育法Ⅳ（社会）	2	○	3														
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			38以上														

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**38単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

法学部 自治行政学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
「法律学、 (国際法を含む。)、  政治学 (国際政治を含む。)」	1以上	憲法Ⅰ	2	○ ◎	1	10以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		憲法Ⅱ	2	○ ◎	1		
		民法法入門	2	○ ◎	1		
		刑事法入門	2	○ ◎	1		
		憲法Ⅲ	2		2		
		憲法Ⅳ	2		2		
		自治体法Ⅰ	2		2		
		自治体法Ⅱ	2		2		
		教育法Ⅰ	2		2		
		教育法Ⅱ	2		2		
		消費者法Ⅰ	2		2		
		国際法Ⅰ	2	○ ◎	2		
		国際法Ⅱ	2		2		
		国際法Ⅲ	2		3・4		
		国際法Ⅳ	2		3・4		
		家族法	2		3・4		
		比較政治学Ⅰ	2		2		
		比較政治学Ⅱ	2		2		
		国際政治学Ⅰ	2		2		
		国際政治学Ⅱ	2		2		
		西洋政治思想史Ⅰ	2		3・4		
		西洋政治思想史Ⅱ	2		3・4		
		地方自治論Ⅰ	2		3・4		
		地方自治論Ⅱ	2		3・4		
アジア政治	2		3・4				
ヨーロッパ政治	2		3・4				
「社会学、  経済学 (国際経済を含む。)」	1以上	社会学概論Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4	4以上	
		社会学概論Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4		
		法社会学Ⅰ	2		3・4		
		法社会学Ⅱ	2		3・4		
		世界経済論Ⅰ	2		1・2・3・4	8以上	
		世界経済論Ⅱ	2		1・2・3・4		
		経済政策	4		1・2・3・4		
		財政学Ⅰ	2		1・2・3・4		
		財政学Ⅱ	2		1・2・3・4		
		金融論	4		1・2・3・4		
「哲学、  倫理学、 宗教学、 心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○ ◎	1・2・3・4	「哲学」の分野を含めて2分野以上から計6以上	
		哲学概論Ⅱ	2	○ ◎	1・2・3・4		
		法哲学Ⅰ	2		3・4		
		法哲学Ⅱ	2		3・4		
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		心理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		心理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (公民)	2	○ ◎	3	4	4
		教科教育法Ⅱ (公民)	2	○ ◎	3		
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			32以上		

【備考】

- 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は共通教養科目を示す。
- 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。
- 【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】
  - 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**32単位以上**を修得しなければならない。
  - 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」については、必修の「哲学」の分野を含めて**2分野以上**から単位を修得しなければならない。
  - 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
  - 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。
- 【注2. 教育実習に出るための条件】
  - 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
  - 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位**を修得しなければならない。
  - その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9) 教育実習に出るための条件 を参照すること。